

鳥取県で!!

県内の消費生活センターで
活躍中!!

消費生活相談の プロになりませんか?

相談員の仕事とは?

県や市町村の消費生活相談窓口では、住民からの契約や買い物に関するトラブルの相談を受け付け、解決に向けた助言やあっせん(事業者との交渉)を行っています。
強引に勧誘され契約してしまったが解約したい、身に覚えのない請求が来たが何の支払いだろうか、などの消費生活上の「困った」状況を電話等で丁寧に聞き取り、公正な立場から解決や被害の防止につなげる仕事です。

鳥取県では「消費生活相談員として働きたい」意欲のある方を募集し、資格取得を支援します!!

支援内容

- ①資格取得のための講座受講費用・交通費等を支援します。
- ②受験費用(受験料・旅費)を支援します。
- ③相談員の仕事が学べる実務研修会を開催します。

詳細はコチラ▼



<事業説明> とりネット

<https://www.pref.tottori.lg.jp/325306.htm>

現役相談員による

仕事紹介&資格取得支援説明会を開催!!

日 時 : 4月 9 日(木)14時~15時30分
4月18日(土)14時~15時30分

申込QRコード▼



<説明会申込> とっとり電子申請サービス
https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-offer/offerList_detail?tempSeq=19867

会 場 : 米子コンベンションセンター第5会議室

申込方法: とっとり電子申請サービスまたは電話

※説明会に参加いただけない場合でも、個別にご説明を行いますのでご相談ください。

資格取得支援の概要

● 対象者

- (1) 県内で消費生活相談員として就業する意欲があり、資格取得を目指す方
- (2) 資格取得対策講座(下表①又は②の講座)への参加が可能な方
- (3) 原則、鳥取県内にお住まいで、県外へ転出する予定の無い方 等の条件があります。

● 資格の種類と受講スケジュール

※注:受講日程等は令和7年度のものを参考に記載しています。

講座の種別	目指す資格	受講日程	講座概要	試験日
①消費者庁 「消費生活相談員になるための講座」	国家資格 「消費生活相談員」 ※消費生活相談員又は消費生活アドバイザー資格試験に合格することで取得できます ※プログラムA・Bの全受講者は「消費生活コンサルタント」の資格の取得機会もあります	<プログラムA> 7/1～ (35時間程度) オンライン受講 (随時配信)	消費者問題や関係法令、論文対策など消費生活相談員資格試験に必要な知識	○消費生活相談員資格試験 1次試験:10月中旬 2次試験:12月中旬
②消費生活コンサルタント養成講座	民間資格 「消費生活コンサルタント」	<プログラムB> 9月中旬～ 計6日間で11講座 (土日祝に実施) ⇒オンライン生配信:9講座(5日間) ⇒対面講座:2講座(関西等・1日)	消費者トラブルの相談対応事例など実務に即した内容ロールプレイングなど	○消費生活アドバイザー試験 1次試験: 10月上・中旬 2次試験: 11月下旬～12月上旬

● 被養成者に対する県の支援内容

講座の種別ごとに以下の費用を支援します。また、受講環境と実務研修の機会を提供します。

講座の種別	受講料	受講に係る旅費	受験費用
①消費者庁「消費生活相談員になるための講座」	無料講座	対面講座会場への交通費等 (県旅費規定に基づく)	・受験料 ・1次・2次試験会場への交通費
②消費生活コンサルタント養成講座	受講費 (150,000円)	対面講座会場への交通費等 (県旅費規定に基づく)	講座受講料に含まれる

● 申込受付期間

令和8年2月24日(火)～令和8年4月24日(金)まで

詳しくはとりネット「事業説明」ページをご確認ください。



<事業説明> とりネット
<https://www.pref.tottori.lg.jp/325306.htm>